

ハートピア フィットネス
通所介護相当サービス
運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ハートピアが開設するハートピア フィットネス(以下「事業所」という。)において実施する介護予防・生活支援サービスにおける、通所介護相当サービス(以下「通所介護相当サービス」という。)の適正な運営を確保するために、事業所の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「指定通所介護相当サービス従業者等」という。)が要支援状態または事業対象者にある高齢者等に対し、適切な通所介護相当サービス事業を 提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の通所介護相当サービス従業者等は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ハートピア フィットネス
- (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区みずほ1丁目7-2

(従業者の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の心身の状態に応じた適切な看護業務を行う。
- (3) 介護職員 2人以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じた適切な介護業務を行う。
- (4) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申し込みに係わる調整。
他の通所介護相当サービス従業者等に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護相当サービス計画の作成補助等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う。

(通所介護相当サービスの内容)

第5条 通所介護相当サービスの内容は、地域包括支援センター又は地域包括支援センターの委託を受けた居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した介護予防サービス計画書に基づいて次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談(確認)によって選定しサービスを行うものとする。

①身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助 移動、移乗の介助 その他必要な身体介護

②アクティビティサービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。

また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

レクリエーション 趣味創作活動 体操 機能訓練 休養

③送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援・サービスを提供する。

移動・移乗動作の介助 送迎

④相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

日常生活動作訓練 日常生活自助具の利用方法の相談・助言

住宅改良に関する相談・助言 その他必要な相談・助言

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、月曜日から金曜日までとする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

2 事業所の営業時間は、午前8時15分から午後17時15分までとする。

但し、サービス提供時間は、1単位目：9時15分から12時20分

2単位目：13時30分から16時35分

(通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1単位18人 2単位目10人

(通所介護相当サービス計画の作成)

第8条 事業所は、介護予防サービス計画書がたてられている場合は、その計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた通所介護相当サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し利用者又はその家族の同意を得て交付することとする。

2 事業所は、通所介護相当サービス計画のサービスを実施し継続的なサービスの管理・評価を行い個別に記録を記載する。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、静岡市長の定める額とする。

なお、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、静岡市長の定める額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要な場合は、利用者又は家族に説明し、利用者又は家族の同意を得て徴収するものとする。

3 通所介護相当サービスの利用料等は、事業所の定める期間までに利用料を納付するものとする。

①食材料費(おやつ・コーヒー・紅茶代) 200円/月

③おむつ代 リハビリパンツ1枚150円 尿取パット1枚50円

④創作材料代 実費

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、静岡市(駿河区・葵区)とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護相当サービス従業者等は、通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告することとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるために計画を作成し責任者を定め、年2回避難救出訓練等を実施することとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は、通所介護相当サービスの提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

①事業所は通所介護相当サービスの提供を求められた場合、利用者の被保険者証により要支援認定等の有無及びその有効期限を確認する。

②前号の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して通所介護相当サービスを提供するよう努める。

③通所介護相当サービスの提供にあたっては、各々に適切な通所介護相当サービス計画を作成しなければならないため、心身の状況、希望及び置かれている環境等について利用者及び家族から情報の提供 をもとめる。

④火器、刃物、劇物等の危険物を事業所内に持ち込むことはできない。

⑤喫煙は、所定の場所で行う。

⑥サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

⑦利用者及び家族の希望がある場合でも、利用日における利用者の健康上サービスの提供ができないと考えられるときは利用者への説明と理解を求めた上で提供をしない場合もある。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者

(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(提示)

第15条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規定の概要、従業員の勤務体制
利用料その他のサービス選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

(通所介護相当サービスの利用契約)

第16条 事業所は、通所介護相当サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護相当サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。但し緊急を要すると管理者が認める場合にあっては利用契約の締結は、サービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護相当サービス従業者等の健康管理等)

第17条 事業所は、通所介護相当サービスに使用する設備及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護相当サービス従業者等に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第18条 通所介護相当サービス従業者等は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。

- 2 事業所は、通所介護相当サービス従業者等であったものが、通所介護相当サービス従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、通所介護相当サービス従業者等との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、通所介護相当サービス従業者等、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業所は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しておく。

(地域包括支援センター等との連携)

第20条 事業所は、通所介護相当サービスの提供に関して地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(苦情処理)

第21条 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は速やかに必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、通所介護相当サービス従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとし業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ハートピアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和7年6月1日から施行する。
この規程は、令和7年9月1日から施行する。

